

公示番号：19a00587

国名：モザンビーク

担当部署：社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ第二チーム

案件名：ナカラ回廊地域開発戦略実践のための能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査（組織分析／地域開発）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：組織分析／地域開発
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年11月上旬から2019年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 0.47M/M、合計 0.92M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	14日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月16日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については以下をご覧ください。
JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型)>業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 選定結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年10月28日(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務	組織分析及び回廊開発、地域開発に係る各種調査
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モザンビーク北部からマラウイ、ザンビアに至るナカラ開発回廊地域は、内戦等の影響でこれまで開発が遅れてきた地域であるが、テテ州の原料炭、カーボデルガード州ロブマの天然ガス等の天然資源開発、ナンプラ州及びニアッサ州、ザンベジア州における農林業開発、天然の良港であるナカラ港のポテンシャルを基軸とした開発・産業進行が強く期待され、既に民間ベースの投資活動も活発化してきている。

モザンビーク国政府としては、同回廊を含む北部地域に対する包括的な開発計画を有しておらず、全体像及び開発の規範がないままにメガプロジェクトと呼称される、大規模な海外からの民間投資事業が鉱物資源産業を中心として局所的に開発をけん引している状態となっており、その結果、産業及びインフラの連関が確立されないだけでなく、十分な法的規制もないままに虫食状態の開発が進み、外国資本による資源、労働力、土地の収奪及び環境破壊が残されるといったリスクも懸念される状況であった。このため広大な地域にまたがる多様なプロジェクトについて、その背景となる地域の現状を踏まえ、相互の連関や影響の有無、更なる開発ポテンシャルやリスクの潜在性、制約要因等を把握することが、同回廊におけるより適切な開発を促し、適切な投資につながるという認識から、モザンビーク政府は我が国に対し、開発調査の要請を行い、これを受け、2012年3月より「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト」が実施された。同プロジェクトを通じて策定された「ナカラ回廊経済開発戦略 (PEDEC-Nacala)」は、モザンビーク北部5州（カーボデルガード州、ニアッサ州、テテ州、ナンプラ州及びザンベジア州北部7群）を対象とする広範な地域の2035年までの包括的な開発戦略として位置付けられ、モザンビーク国政府の閣議にて2016年11月に承認された。

モザンビーク国政府は、同ナカラ回廊経済開発戦略の実施機関の設立と強化において、日本からの継続した支援を必要としたため、日本政府はこれに応じ、2015年11月から専門家チームを派遣し、ナカラ回廊開発促進支援プロジェクト (PEDEC-Nacala Promotion) が2018年2月まで実施された。この間、PEDEC-Nacala 策定の実施機関であった経済特区開発庁 (GAZEDA) を含む旧企画開発省は財務省と統合し、経済財務省が発足し、続いて2016年12月には、閣議決定により、GAZEDA、投資促進センター (CPI)、輸出振興機構 (IPEX) が合併し、商工省の下部組織として新たに投資促進庁 (APIEX) が設立された。2018年1月、PEDEC-Nacala Promotion の支援の結果、商工大臣は APIEX 内に PEDEC-Nacala 実施促進のための技術ユニット (UTI-PEDEC) を設立すること及び、その UTI-PEDEC と他機関の調整のためのセクター間委員会を設置する商工省令に署名した。

係る状況下、モザンビーク政府より日本政府に対し、ナカラ回廊経済開発戦略の実施促進と関係機関の調整のための能力開発のために、本技術協力プロジェクトの要請がなされた。

現状、PEDEC-Nacala の実施促進は十分に進んでおらず、これには UTI-PEDEC やセクター間委員会の体制が未整備で機能していないこと等が原因と考えられるが、組織的な能力と商工省令における目指すべき機能との実態の乖離状況が明確でないため、本詳細計画策定調査においてこれらを確認する必要がある。また商工省令では同組織の機能を規定しているものの、必ずしも具体的な活動を述べているものではなく、本格協力段階において同機能の明確化を実施する想定であるが、本詳細計画策定調査においても、本格協力への準備として機能明確化検討の方向性を定めておく必要がある。

このため、本詳細計画策定調査では、Part I (今回公示の対象業務、JICA 職員の調査に先行して実施)において、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議するとともに、UTI-PEDEC が果たすべき具体的な機能、実施すべき活動についても協議・検討することとし、Part II (今回公示の対象業務、JICA 職員と調査団を形成予定)において、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査及び分析を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する案を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。
具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2019年11月上旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ②プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。
- ③調査団打ち合わせ、対処方針会議などに参加すると共に、議事録を作成する。

(2) 現地業務期間（2019年11月上旬～11月中旬）

- ①JICA モザンビーク事務所等との打合せに参加する。
- ②モザンビーク側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連各組織(APIEX, UTI-PEDEC, セクター間委員会の構成機関)の現状を分析する。
 - (a) 関連各組織の所掌業務に関する文献をアップデートする。
 - (b) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。

- (c) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について情報収集する。
 - (d) セクター間委員会における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
 - (e) セクター間委員会を含む、モザンビークにおける地域開発プロジェクトの意思決定プロセスについて、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
 - イ) 2015年に完了した"ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト"で策定されたナカラ回廊経済開発戦略(PEDEC-Nacala)の進捗について確認する。
 - ウ) ナカラ回廊経済開発戦略(PEDEC-Nacala)の各優先プロジェクトの内、実施が停滞している案件の実施阻害となっている要因を収集・分析する。
 - エ) 本格協力におけるOJT等の現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
 - ④技術プロジェクト開始当初1年のPEDEC-Nacala実施促進のためのUTI-PEDEC及びセクター間委員会の活動案を提案する。具体的には以下のとおり。
 - ア) PEDEC-Nacalaの各優先プロジェクトの実施促進について、上述の阻害要因の排除の観点から、実施機関の能力に配慮した案を検討する。
 - イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制(関連する組織、分野別能力・人数)の案を提案する。
 - ⑤本技術協力では④で提案される活動に引き続いて、PEDEC-Nacala実施促進のための、商工省令で規定されるUTI-PEDEC及びセクター間委員会の機能を、具体的な活動まで落とし込み、それを実現するための体制構築と能力強化を図る計画である。ここでは、以下に留意しながら、商工省令の機能毎に具体的な活動の案及び必要とされる前提を提示する。
 - ア) 提案する具体的な活動オプションと、実施促進阻害要因との因果関係を整理する
 - イ) モザンビーク実施機関(UTI-PEDECとセクター間委員会)とUTI-PEDECの上位機関のAPIEXの現状を踏まえ、オプションの実現につき短期、中期、長期で戦略的、段階的に体制構築が可能となる様にオプションの検討を行う。
 - ウ) モザンビーク国の地域開発機関としてザンベジ渓谷開発公社が設置され、実施促進を行っており、同機関をベンチマーキングとして検討を行う。
 - ⑥担当分野に係るPDM案、PO案の作成に協力する。
 - ⑦担当分野に係る現地調査結果をJICAモザンビーク事務所等に報告する。
 - ⑧評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
 - ⑨JICA職員及び別途JICAが調達する評価団員とともに、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結に協力する
- (3) 帰国後整理期間(2019年11月中旬～11月下旬)
- ①事業事前評価表(案)作成に協力する。
 - ②PDM案、PO案、R/D(Record of Discussions)案及びM/M(Minutes of Meetings)案の作成に協力する。
 - ③帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

- ④担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

和文 2 部（JICA 社会基盤平和構築部、JICA モザンビーク事務所）

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、2019 年 12 月 6 日までに電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒香港乃至シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒マプト往復を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は 2019 年 11 月 10 日～11 月 23 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者から約 1 週間遅れて、また、評価分析担当団員（別途契約するコンサルタント）は 3 日間遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 地域開発／組織分析（本コンサルタント）

エ) 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

③便宜供与内容

JICA モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語⇄ポルトガル語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクトモザンビーク最終報告書(The project for Nacala corridor economic development strategies in the Republic of Mozambique : PEDEC-Nacala)」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028981.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028982.html>)

・「モザンビーク国 ナカラ回廊開発促進支援(有償勘定技術支援)ファイナル・レポートモザンビーク」

(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12304523.pdf)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」
（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上